

# 「地域における認知症ケアの拠点としてのグループホーム」

第11回認知症医療介護推進フォーラム 公益社団法人日本認知症グループホーム協会 副会長 唐澤 剛

## 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 概要

令和5年11月末現在

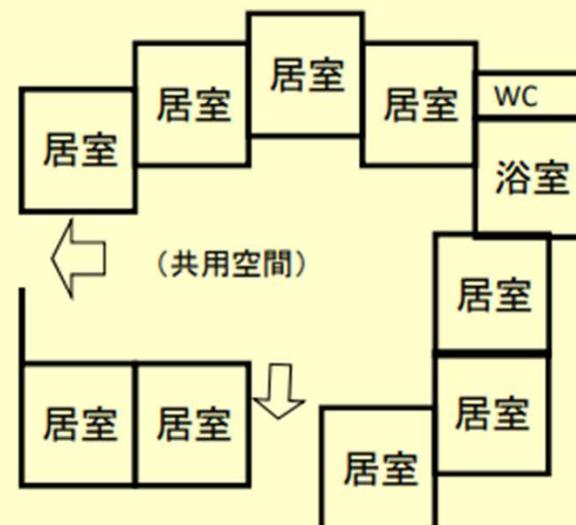
項目	内容
1 団体の趣旨・目的	認知症の人の尊厳の保持のもとに、住み慣れた地域で安心できる長寿社会の実現に向けて、グループホーム事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与すること
2 所在地	東京都新宿区大京町23-3 オーキッドビル8F
3 主な役員 (所属法人名)	会長：河崎 茂子（社会医療法人 慈薫会 河崎病院 理事長（大阪府）） 副会長：下田 肇（医療法人 サンメディコ 理事長（青森県）） 副会長：唐澤 剛（社会福祉法人サン・ビジョン 理事長（愛知県）） 事務局長：岡田 文夫
4 団体構成員内訳 と会員数	会員数： 正会員 1, 575 法人（2, 651 事業所、4, 604 ユニット） 準会員 25 法人（団体・個人） 賛助会員 53 法人（団体・個人） 組織率： 18.8%（事業所数）
5 主な活動内容 (各年の事業計画等に 記載する活動内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループホームにおけるケアサービスの質の確保、向上に関する調査研究 及び指導</li> <li>○ 地域住民との協働による認知症ケアの相談及び普及啓発活動</li> <li>○ 認知症の予防から終末期ケアまでの幅広い領域での啓発活動</li> <li>○ グループホームに関する研修、全国大会、学会、講演会等、指導及び支援</li> <li>○ グループホームの全国ネットワークづくりと情報収集及びその提供</li> <li>○ 機関誌その他グループホームに関する刊行物の発行</li> <li>○ 行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業 他</li> </ul>
6 経緯・沿革等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成10年5月 「全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会」結成。</li> <li>○ 平成12年10月 NPO法人（特定非営利活動法人）取得。 「全国痴呆性高齢者グループホーム協会」となる。</li> <li>○ 平成17年10月 「全国認知症グループホーム協会」と改称。</li> <li>○ 平成21年3月 「一般社団法人日本認知症グループホーム協会（日本GH協）」を設立</li> <li>○ 平成22年4月1日 「公益社団法人日本認知症グループホーム協会」</li> </ul>
7 その他	・例年老健事業で調査研究事業を実施

# 認知症対応型共同生活介護の概要

認知症(急性を除く)の高齢者等に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。



共同生活住居(ユニット)のイメージ



- 1事業所あたり、原則として1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下
- 居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室
- 居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

## ○住宅地等に立地

○利用者一人一人の人格を尊重し、家庭的な環境の下で日常生活ができるよう、以下の職員を配置してサービスを提供

- ・介護従業者  
日中:利用者3人に1人(常勤換算)  
夜間:ユニットごとに1人
- ・計画作成担当者  
ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)
- ・管理者  
3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従

## <地域との関わり>

- 利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成される運営推進会議を設置するとともに、外部の視点からも運営を評価する仕組みとなっている。

# 認知症対応型共同生活介護の要介護度別受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含み、短期利用は除く。

※経過的要介護は含まない。

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

10

※認知対応型共同生活介護の請求事業所数 14079か所 (厚生労働省「介護給付費等実態統計・令和4年審査分」)

## 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援（抜粋）

### (3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

特に認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）については、認知症の人のみを対象としたサービスであり、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待される。

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（抄）（令和五年法律第六十五号）

### 第三章 基本的施策

第十四条（認知症の人に関する国民の理解の増進等）

第十五条（認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進）

第十六条（認知症の人の社会参加の機会の確保等）

第十七条（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）

第十八条（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）

第十九条（相談体制の整備等）

第二十条（研究等の推進等）

第二十一条（認知症の予防等）

第二十二条（認知症施策の策定に必要な調査の実施）

第二十三条（多様な主体の連携）

第二十四条（地方公共団体に対する支援）

第二十五条（国際協力）

# 地域における認知症ケアの拠点としてのグループホーム

(1) グループホームが積み上げてきた認知症ケアのノウハウ等を在宅で生活する認知症の人及び家族の支援にも役立てたい。

例えば、○在宅で生活する認知症の人及び家族などへの相談・支援

○認知症カフェなどの居場所づくり

○若年性認知症の人への積極的な対応(他では対応困難な方への対応)

○共用デイ、短期利用などの在宅サービス

など、認知症グループホームの知識、経験、人材等の専門性を活かした取り組みが考えられる。

(2) より多くの地域住民に認知症のことを理解してもらいたい。～入居者の「当たり前暮らし」を支えていくために。

例えば、○認知症サポーター養成講座の開催

○職場体験プログラム等の開催

○認知症に関する市民向けセミナーの開催

○SOSネットワークへの参加

など、認知症の人にやさしいまちづくりへの取り組みが考えられる。

(3) 地域住民との相互関係(お互い様の関係)がすべての活動のベースに。

例えば、○運営推進会議の開催(地域住民との顔の見える関係づくり)

○地域の行事、自治会等への協力・参加

○農作業、公園清掃、防犯パトロールなど(入居者の社会参加活動)

○福祉避難所としての活用(災害時の防災拠点)

など、地域住民の一員としての地域に根差した取り組みが考えられる。

# 取組事例①(グループホームすずらん、すずらん紡、すずらんあかり、すずらん日向/福島県)

## ○認知症伴走型支援事業(市からの受託)

(令和3年度より「認知症総合戦略推進事業」として創設)

- ・令和3年12月より事業開始。
- ・来所、電話、メール相談のほか、訪問による相談も実施。
- ・地域のコミュニティFMでも番組を持ち、認知症に関する様々な内容を伝えるとともに、相談窓口としての周知も行っている。



認知症伴走型支援事業  
認知症に関する  
相談窓口 ~つむぎの広場~

知らないで困るより、  
知って楽になる事  
沢山あります。

**認知症伴走型支援とは**  
認知症の人とその家族を支援する「伴走者」の存在が必要であり、伴走者が認知症に係る専門的な知識やネットワークを使いながら、認知症の進行による状況の変化やそれに悩む人とその家族にも寄り添い続け、地域の人々の生活を応援するという伴走型の相談支援が行われることを意味します。

**こんな時にご相談ください！**

<b>認知症かもと不安な時</b> 少しおかしいなと思う時、少し不安だなと思った時、相談してみてください。お話をすることで少し気分が楽になるかもしれません。	<b>認知症の対応に困っている時</b> 認知症の方の行動や言動に困っている時、時間帯や認知症の症状が常に出ている時、環境設定や少しの対応の工夫で変わることもあります。
<b>どこに相談するかわからない時</b> 認知症に対応する施設や事業所がわからない時、何を聞いていいかわからない時、須賀川市には認知症を支援してくれる場所が沢山あります。	<b>認知症について知りたい時</b> 認知症の最新情報を知りたい時、認知症をもっと知りたい時、知ることによってもっと楽になることは沢山あります。一緒に調べていきます。

**受付時間** ※その他も受付可能です  
火曜日～金曜日(10:00～16:00)

**相談方法**  
メール、電話、訪問等  
y-hashimoto@houshinkai.jp  
0248-94-7737

相談には  
◆認知症介護指導者養成研修修了者  
◆認知症介護実践リーダー研修修了者  
◆認知症ケア専門士のスタッフが対応します。

グループホームすずらんあかり  
〒962-0001 須賀川市森宮字横見原66-7  
※認知症伴走型支援事業は須賀川市より委託を受け実施しています。

## ○小・中学生認知症サポーター養成事業

- ・平成20年より近くの小学校とサポーター養成講座をスタート。
- ・現在は、市内、隣市の5つの小・中学校で実施。約1,500人のサポーターを養成。
- ・講座とGH訪問のセットで実施。
- ・地域づくりには子どもたちは欠かせないキーであると考えている。

## ○ハプニングラーメン

- ・令和元年6月よりオープン。
- ・グループホームや認知症デイサービスを利用されている方が、一般の方を対象にしたラーメン店でスタッフとして働く。
- ・市内にある中華料理店の協力を得て、定休日に実施(不定期)。

## ○その他、

認知症カフェ(毎月開催)、SOSネットワークの構築、認知症に関する市民向けセミナーなどを、行政、市社協、他事業所とともに実施。

## 取組事例②(グループホームサンフラワー/北海道)

### ○居場所づくり (法人内の他事業所と協力して実施)

#### ●予防型カフェ

- ・第1、第3土曜日の午前中に開催。
- ・認知症予防を実施。

#### ●相談型カフェ

- ・第2土曜日の午前中に開催。
- ・認知症相談を実施。

※場所は市の健康センター



予防型カフェ



相談型カフェ

#### ●地域ネットワーク型カフェ

- ・第3金曜日の夜に開催。
- ・医療介護従事者とのネットワークの構築

※場所は法人内の養護老人ホーム



地域ネットワーク型カフェ

※写真は本人より承諾を得たうえで掲載

### ○認知症地域支援推進員の配置

- ・平成27年より市から受託
- ・地域包括支援センターと連携し、認知症ケアパスを作成
- ・地域ケア会議への参加
- ・認知症専門相談事業の実施
- ・認知症初期集中支援チームへの参加などに取り組む。

### ○短期利用認知症対応型共同生活介護 (緊急時利用含む)

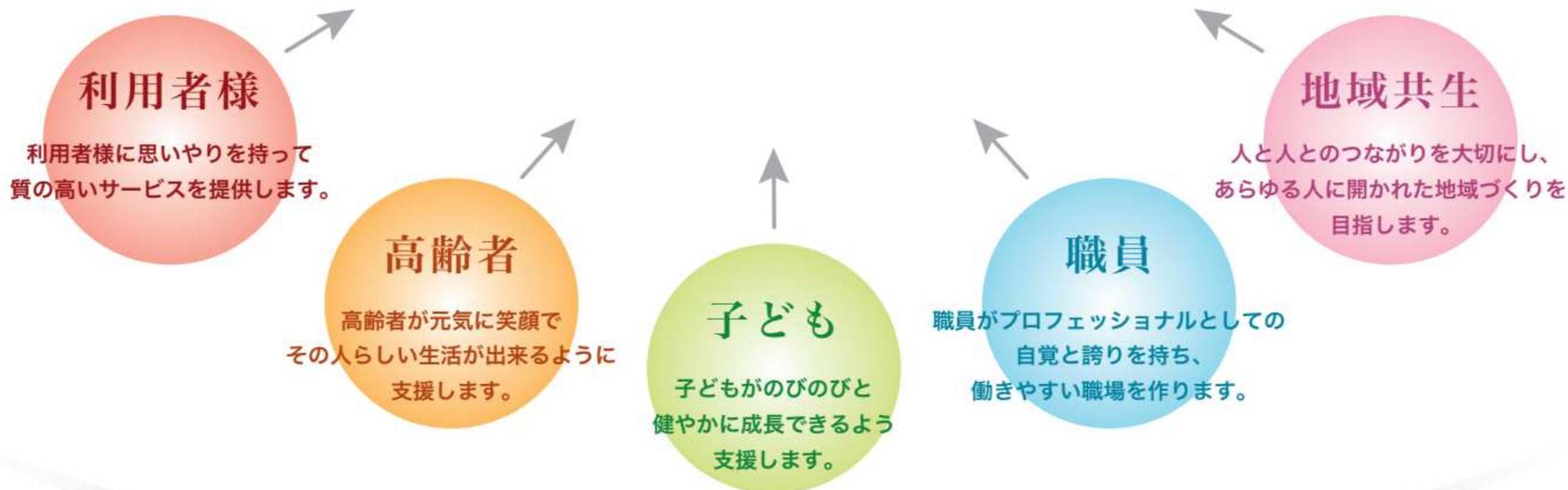
- ・平成21年度より実施
- ・定員を超えての緊急時短期利用(平成30年度改定より「個室」にて可能)も、利用されていないスペースを改修して実施。
- ・他の事業所で受け入れ困難な利用者も積極的に受け入れている。

### ○その他、

認知症サポーター養成事業や市のSOSネットワーク、チームオレンジ、看護学生の実習受け入れなどにも協力している。

## － 理念 －

少子高齢社会に対応し、  
時代に先駆けた質の高いサービスを創造することにより、  
地域におけるその人らしい生活を支援する。



## － クレド －

社会福祉法人サン・ビジョン 職員数約2700名 施設数38ヶ所（愛知県、岐阜県、長野県）  
事業数152事業 グループホーム13か所